

最高裁秘書第5455号

平成31年1月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成30年10月3日付け（同月5日受付、最高裁秘書第4107号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしたので通知します。

なお、司法修習生の規律等に関する規程（昭和28年司法研修所規程第1号）については、既に廃止されています。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

司法修習生便覧（平成16年12月発行のもの）抜粋（片面で3枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

司法修習生の規律等に関する規程（昭和28年7月1日施行）
司法研修所規程第1号

改正 昭和29司法研修所規程第2号、昭和51第1号、
平成2第1号

（身分証明書）

第1条 司法修習生は、司法研修所長より身分証明書の交付を受け、常にこれを携帯していなければならない。

2 身分証明書を失い又は汚損したときは、直ちに、その再交付を求めなければならない。

3 司法修習生の身分を失ったときは、直ちに、身分証明書を返さなければならない。

（身上に関する届出）

第2条 司法修習生は、その身分を取得した後、直ちに、司法研修所長に対し、その定める様式にしたがって身上に関する届出をしなければならない。転籍、婚姻、氏名の変更、扶養家族の増減等身上に変動があったときは同様である。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中身上に変動があったときは、前項

の届出は、その長を経てするものとする。

(住所に関する届出)

第3条 司法修習生は、入所した後、直ちに、その住所を司法研修所長に届け出なければならない。住所を変更したときも、同様である。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、前項に準じ、その長に住所に関する届出をしなければならない。

3 前項の届出を受けた検察庁又は弁護士会の長は、これを地方裁判所長に通知するものとする。

(旅行に関する届出等)

第4条 司法修習生は、宿泊を要する内国旅行をしようとするときは、あらかじめ司法研修所長に届け出なければならない。ただし、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に届け出れば足りる。

2 司法修習生は、外国旅行をしようとするときは、司法研修所長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けようとする者は、司法研修所長に対し、その定める様式の承認申請書を提出しなければならない。この場合において、その者が、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中であるときは、その長を経て承認申請書を提出しなければならない。

(欠席の承認)

第5条 司法修習生は、病気その他の事由により修習することができないときは、予め司法研修所長にその事由を附して欠席の承認を求めなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に対してすれば足りる。

2 病気、災害その他やむを得ない事由により、前項の規定によることができなかった場合には、遅滞なくその理由を附して、欠席の承認を求めなければならない。

3 欠席が6日以上にわたるときは、医師の証明書その他修習することができない事由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。

4 第1、2項の場合において、承認を求められた裁判所、検察庁又は弁護士会の長は、その結果を司法研修所長に通知するものとする。

(健康管理)

第6条 司法修習生は、司法研修所、裁判所又は検察庁において実施される健康診断を受けなければならない。

(兼職等の許可申請)

第7条 司法修習生に関する規則第2条の規定により最高裁判所の許可を受けようとするときは、その申請書を司法研修所長に提出しなければならない。但し、裁判所、検

察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長を経て司法研修所長に提出するものとする。

第8条 司法修習生は、司法修習生に関する規則第2条に規定する場合を除く外、司法研修所長の許可を受けなければ、修習に支障を生ずる虞のある学業その他の業務に就くことができない。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中前項の許可を受けようとするときは、その長を経て申請するものとする。

(原文は縦書き)

(参考様式) (備注) 用紙はA4縦長

その1

○ ○ 届	平成 年 月 日
司法研修所長 殿	平成 年度採用(第 期)
	司法修習生(組 配属)
氏名	(印)
この度、	しましたので、戸籍謄本を添えてお届けします。
(注) 転籍、婚姻、改氏名、出生届等	

その2

住 所 変 更 届

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

平成 年度採用(第 期)
司法修習生(組 配属)
氏名

下記のとおり住所を変更しましたので、お届けします。
記

旧住所
新住所
郵便番号(- -) 電話(- - -)

その3

旅 行 届

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

平成 年度採用(第 期)
司法修習生(組 配属)
氏名

下記のとおり旅行しますので、お届けします。
記

1 旅行期間 平成 年 月 日(曜日)から
平成 年 月 日(曜日)まで
日間

2 旅 行 先
3 旅 行 中 の
連絡 先

(注) 1 外国旅行の場合は外国旅行承認申請書による。
2 欠席を伴う場合は欠席承認願を別途提出する。

その4

欠 席 承 認 願

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

平成 年度採用(第 期)
司法修習生(組 配属)
氏名

下記のとおり欠席したいので、承認してください。
したので、
記

1 欠席月日 月 日(曜日)
2 事 由
(具体的に)
3 添付書類
4 連絡先